

賃貸借契約解約通知書（賃借人）

〒774-0030

徳島県阿南市富岡町滝の下43-7 コーポエンジェル1F

信和興業有限会社

Tel 0884-23-6362 Fax 0884-23-6383

mail : shinwa1@gamma.ocn.ne.jp

このたび、次のとおり賃貸借契約を解約し、住宅を退去しますので、お届けします。

届出年月日	年 月 日	住宅の使用期間	年 月
物件の表示	号室		
移 転 先	〒 (物件名等) 号室 TEL ()		
昼間連絡先等 (勤務先等)	TEL ()		
敷金返還先	銀行 支店 普通・当座	口座番号	_____
		口座名義	_____
退去日 (月日)	年 月 日	氏 名	_____ 印

(太線内のみ記入してください。)

契約終了年月日	年 月 日	受 理 印 等
住宅修理査定日時	年 月 日 午前 時 午後 時	年 月 日 (受理者名) 印

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、届出日の翌日から 1ヶ月 の予告期間が必要です。
- ② 退去（明渡し） 退去は、住宅を明渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。
なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
- ③ 賃 料 等 契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日まで頂きます。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を清算してください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去されるに際し、居住者負担に係る修繕及び取替を、当方に依頼される場合には、その工事に要する費用を負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
なお、退去者立会いの上、住宅の修繕箇所の確認及び修繕費負担額の算定をします。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後30日以内までに、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。